

4 都内発生早期

〈都内発生早期〉

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

〈目的〉

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

〈対策の考え方〉

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

〈実施体制〉

- 引き続き、対策会議により対策を推進し、政府の緊急事態宣言がされた場合には速やかに区対策本部に移行する。

(1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

(2) 情報提供・共有

区民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行うと共に、医療機関等の関係機関に対しても、迅速に情報提供を行い、都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 都知事による「発生宣言」を受け、都内での新型インフルエンザ等の発生と感染拡大防止のために標準予防策の励行を区民に呼び掛ける。国内での発生状況など最新情報を区の広報媒体のほか、関係機関等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮し、公表の際は誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意するとともに、都の公表する情報内容との整合性にも留意する。（総務部、健康部）
- 事業者に対しては、各事業者団体を通じてファクシミリや電子メール等により情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。
また、政府が緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（総務部、文化産業観光部）
- 観光客等に対し、区のホームページ、「TAITOおでかけナビ」への掲載や区立施設への掲示等により感染予防策の励行を呼びかけると共に、関係団体や旅館・ホテル等の関係事業者に対して、観光客等への情報提供に関して協力を依頼する。（文化産業観光部、健康部）
- 医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報、国及び都の方針を迅速に提供し、専門医療機関（感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関及び感染症入院医療機関）との連絡体制を強化する。（健康部）
- 区の公表した情報を一元的に管理し、情報を集約するとともに、ホームページやツイッター等を活用したリアルタイムの情報提供を強化する。（総務部、健康部）

(3) 区民相談

引き続き、台東区新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

さらに、健康相談以外の様々な問合せが考えられるため、相談窓口一覧を作成し、ホームページに公表し、各部署に寄せられた相談内容を庁内で共有し、必要な対応を講じる。

- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる区の業務について、問合せへの対応は各部署が行うが、複数の問合せに一定程度は回答でき、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の問い合わせ窓口一覧を作成し、ホームページに公表する。
また、各部署に寄せられた区民や事業者からの相談内容を庁内で共有し、必要な対策を講じる。（総務部、教育委員会、関係各部）

(4) 感染拡大防止

ア 感染拡大防止策

区有施設では率先して感染予防策を実施すると共に、小中学校、幼稚園及び保育施設や高齢者施設等の社会福祉施設においては感染予防を徹底する。

区民、事業者に対し、業界団体等の協力も得て、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

- 保健所は、都内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。（健康部）
- 小中学校、幼稚園、保育園等においては、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、マスクの着用など感染拡大防止に努める。
 集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、施設内の者の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。
 同じ地域や地域内の施設での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。
 また、私立の幼稚園や保育施設等に対しては、区の対応について情報提供を行い、同様の対応を依頼する。（教育委員会）
- 区民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。さらに、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。また、国の情報や感染状況、都内の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知する。（総務部、健康部、関係各部）
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。
 また、区民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。（総務部、健康部、関係各部）
- 区の施設及び区が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（総務部、文化観光産業部、関係各部）
- 関連団体に、集客施設や催物において、感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。（文化観光産業部、健康部、関係各部）
- 区の施設内で業務を行う事業者には、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。（総務部、関係各部）

イ 水際対策

発生地域への渡航自粛を区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（健康部）

(5) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

特定接種については、引き続き、区職員等の対象者への接種と国に協力し登録事業者への接種に関する必要な支援を行う。

(6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、新型インフルエンザの罹患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は、感染症病床に患者を受け入れる。

- 患者の増加に備え、医療機関は都からの要請を受けて、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れ等において、感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図る。
- 保健所は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染性や病原性、患者の症状や全身状態などを勘案し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。東京消防庁に移送を依頼する場合は、都福祉保健局に東京消防庁への調整を依頼する。（健康部）
- 新感染症の場合、都福祉保健局に患者の感染症指定医療機関への移送を依頼する。都福祉保健局は、「感染症患者移送専用車の運行等に関する協定」に基づき、原則として東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により実施する。（健康部）

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

引き続き、区内の指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、流行拡大に備えた準備を依頼すると共に、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、流行拡大に備えた準備を進める。

- 引き続き、都と連携して、区内の指定(地方)公共機関をはじめ、ライフライン事業者、公共交通機関等に対し、流行拡大に備えた事業継続のための準備を依頼する。
(総務部)
- 都と連携して、事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談体制を確保するとともに、中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）の取扱いを開始する。
(文化産業観光部)
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都と連携して国に対し情報の提供を求め、準備する。（関係各部）

〈都内発生早期〉

- 高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を進める。(総務部、福祉部、環境清掃部)
- 引続き、区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、警察や地域団体等と連携して防犯活動を進める。(総務部)
- 緊急事態宣言がされている場合には、都の情報を活用して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。
(区民部、文化産業観光部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、円滑に火葬が実施されるよう対応に努める。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別の公共施設を使用する準備を行う。

- 都と連携して、国内での重症化率、致命率等の情報収集を行い、急増する新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、円滑に火葬が行われるよう対応を図る。(総務部、福祉部、健康部)
- 都の要請に応じて、都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体の一時収容所として使用できる施設のリストを作成する。(総務部、福祉部)
- 都と連携して、遺体収容所の設置及び運用に向けて準備を行う。(総務部、福祉部)